

お知らせ

❖十和田市役所の住所

〒034-8615

十和田市西十二番町6番1号

❖十和田市役所の電話番号

(代表) 0176-23-5111

※土・日曜日、休日は閉庁

❖市ホームページ

<https://www.city.towada.lg.jp/>

QRコードはこちら▶

QRコードは開デンソーウェブの登録商標です。



❖お知らせの表記

用…申込先

問…問い合わせ先

※費用の記載がないものは無料です。

乱丁・落丁がある場合はお取り換えしますので、ご連絡ください。

暮らし

国保加入者で住所地に居住していない人のお知らせください

8月1日(木)から使用する国民健康保険被保険者証を、7月初旬に住所地の世帯主宛てに簡易書留郵便で送付します。

特別な事情で住所地に居住していない世帯の人は、郵便局で転送の手続きをするか、6月21日(金)までに国保年金課で送付先変更などの申請をお願いします。

※送付先変更などの申請は毎年必要です。また、世帯員個別の申請は受け付けておりません。

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

問国保年金課 ☎ 0176-51-6751

コンビニ交付サービスの一時休止

休止中はコンビニなどでの各種証明書の取得ができません。

休止期間 6月28日(金) 午後6時～30日(日) 終日

休止の理由 メンテナンスのため
※7月1日(月) 午前6時30分からは、通常通り利用できます。

問市民課 ☎ 0176-51-6755

税務課 ☎ 0176-51-6767

自動車税種別割の納期限は7月1日(月)です

最寄りの銀行、郵便局、コンビニなどで忘れずに納めましょう。また、スマートフォンアプリやインターネット上の専用サイト「地方税お支払サイト」では、電子マネーやクレジットカードなどでのキャッシュレス納付も可能です。

なお、運輸支局などで納付確認を電子的に行うことができる※ため、キャッシュレス納付の場合、納税証明書は発行されません。

※納付から2営業日程度かかります。

問上北地域県民局県税部

☎ 0176-22-8111 (内線 211、212、213、214)

軽自動車税を口座振替で納付した人の車検用納税証明書について

これまでは、口座振替で納付した人へ軽自動車税(種別割)納税証明書を6月に送付していましたが、本年度からは軽自動車税納付確認システム(軽 JINKUS)の対象外である二輪の小型自動車(250cc超)分のみ送付します。

なお、納税証明書が必要な場合は税務課で交付申請をしてください。

交付申請が必要となる場合の例

▶納付した直後の場合 ▶他の市町村へ引っ越した直後の場合 ▶中古車の購入直後の場合 ▶対象車両に過去の未納がある場合

問税務課 ☎ 0176-51-6765

令和6年度から森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税は、森林の整備のために国内に住所を有する個人に対して課税される国税です。市・県民税の均等割と併せて令和6年度から年額1,000円が課税されます。

【これまでの市・県民税均等割】

市 3,500円 + 県 1,500円 = 5,000円

【令和6年度市・県民税均等割、森林環境税】

市 3,000円 + 県 1,000円 + 森林環境税 1,000円 = 5,000円

問税務課 ☎ 0176-51-6766、51-6767

身体障がい者巡回診査および更生相談を実施します

とき 7月3日(水)

▶受付 午前9時～10時

▶診査 午前9時30分～正午

ところ 市役所別館5階 会議室

持ち物 ①身体障害者手帳(所持者のみ) ②保険証など③かかりつけ医の紹介状やレントゲン写真など、治療の状況を確認できる書類(②、③は身体障害者手帳交付のための診査を受ける人のみ)

実施機関 県障がい者相談センター

対象 次に該当する肢体不自由の人

▶身体障害者手帳の交付を受けるため診査が必要な人 ▶身体障害者手帳の再認定が必要な人 ▶身体障害者手帳の障害程度・等級に変更がある人 ▶補装具の処方が必要な人 ▶生活・医療・施設などの相談を希望する人

※その場での判定が困難な場合は、指定医師のいる医療機関を利用していただく場合があります。

対象にならない人

▶電動車いす、座位保持装置、特例補装具の処方が必要な人 ▶義肢・装具や車いすについて複雑な処方が必要な人

申込期限 6月13日(木)

※診査会場ではマスクの着用をお願いします。

※当日の朝に体温を測定し、発熱や風邪症状がある場合は、受診を控えてください。

問生活福祉課 ☎ 0176-51-6718

国民健康保険加入者の皆さんへマイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証(保険証利用登録済みのマイナンバーカード)を使って医療機関を受診できます。マイナ保険証をお持ちでない人は、保険証とのひも付けなどの手続きをご検討ください。

従来の保険証は12月2日に廃止されます。ただし、廃止日以降も、お手元にある保険証に記載された有効期限までは使用することができます。詳しくは決まり次第お知らせします。

問国保年金課 ☎ 0176-51-6751